

処分基準（農地法 第 51 条第 1 項）

不利益処分の内容		農地の違反転用に対する処分
根拠法令及び条項		農地法 第 51 条第 1 項
法令番号		昭和 27 年 7 月 15 日法律第 229 号
処分基準	関係条項	農地法 第 4 条第 1 項 農地法 第 5 条第 1 項
	基準	【根拠条文】 (農地の転用の制限) 第 4 条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 次条第 1 項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合 二 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。))が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合 三 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第 1 項の権利に係る農地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供する場合 四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合 五 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定により作成された活性化計画（同条第 4 項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて農地を同条第 2 項第 2 号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、若しくは移転された同法第 5 条第 10 項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

処 分 基 準	基 準	六 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合 七 市街化区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域(同法第 23 条第 1 項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合 八 その他農林水産省令で定める場合 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第 5 条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第 4 項において同じ。)にするため、これらの土地について第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 国又は都道府県等が、前条第 1 項第 2 号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合 二 農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第 1 項の権利が設定され、又は移転される場合 三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利が設定され、又は移転される場合 四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第 5 条第 10 項の権利が設定され、又は移転される場合 五 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 六 前条第 1 項第 7 号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合 七 その他農林水産省令で定める場合
----------------------------	------------	--

処分基準	基準	(違反転用に対する処分) 第 51 条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者(以下この条において「違反転用者等」という。)に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第 4 条若しくは第 5 条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置(以下この条において「原状回復等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。 一 第 4 条第 1 項若しくは第 5 条第 1 項の規定に違反した者又はその一般承継人 二 第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可に付した条件に違反している者 三 前 2 号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人 四 偽りその他不正の手段により、第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けた者 【処分基準】 根拠条文に同じ。
	参考事項	
	設定年月日	令和 7 年 10 月 2 日 設定